

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	博物館の登録	
根拠法令・条項	○博物館法（昭和26年12月1日法律第285号） ○博物館法施行規則（昭和30年10月4日文部省令第24号） ○博物館の登録に関する規則（平成27年3月13日堺市教育委員会規則第4号）	
所管課	歴史遺産活用部	文化財課
審査基準	別紙のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	60日。 ・ただし、処理に異例な事務を要する事態が発生した場合は、当該日数を超えて処理することができる。 この場合においては、その旨及びその理由等を申請者に通知しなければならない。 ・標準処理期間には、次の期間は含まないものとする。 (1) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間及び申請書返却期間 (2) 申請の途中で、申請者が自ら申請内容を変更するために要する期間 (3) 登録審査のために必要な書類または資料を追加することとなった場合、これに要する期間 (4) 当該申請のために申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する期間 (5) 公聴会の開催等利害関係者の意見聴取（行政手続法第10条）に要する期間
	標準処理期間を設定できない理由	